

**令和6年度
徳島市会計年度任用職員募集案内
【障害福祉課障害者虐待防止等相談業務】**

令和7年1月6日

徳島市健康福祉部障害福祉課

徳島市障害福祉課において、令和7年度に障害者虐待防止等相談業務に従事する会計年度任用職員（障害福祉課障害者虐待防止等相談業務・パートタイム勤務）の選考試験を次のとおり実施します。

申込受付期間：令和7年1月15日(水)～令和7年2月7日(金)【必着】 1 申込みは、持参又は郵便で行ってください。 2 持参による申込みは、平日の8時30分から17時まで受付します。 （土曜日・日曜日は除く。） 3 郵便による申込みは、令和7年2月7日までに届いたもの限り受付します。 4 受付期間経過後の申込みは、一切受付しませんので十分注意してください。
--

1 募集内容

業 務 名	障害福祉課障害者虐待防止等相談業務
採用予定人員	1人程度
職 務 の 内 容	・ 障害者の相談支援 ・ 障害者虐待防止に関する業務 ・ 精神障害者の福祉に関する事務等
勤 務 場 所	徳島市幸町2丁目5番地 徳島市障害福祉課
任 用 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合には、令和8年度以降も再度任用することがあります。 （任用年度を含めた3年度を限度とします）
受 験 資 格	次の（１）～（４）までの要件を満たす人（年齢、学歴は問いません） （１） 社会福祉士の資格を有する人又は令和7年3月31日までに当該資格を取得できる見込みの人。 （２） 市民に対する窓口業務を遂行する能力があり、かつ、パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）ができる人 （３） 任用期間を通じて職務に従事できる人 （４） 次のいずれにも該当しない人 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ②徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

2 試験日時・試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
障害福祉課が指定する日 受付後、連絡します。	徳島市役所南館 1 階 (徳島市幸町 2 丁目 5 番地)	試験実施後、受験者に文書で お知らせします。

3 試験の方法及び内容

試験の方法	内容
小 論 文	【申込時に提出】 テーマ「あなたの、これまでの経験を障害福祉課の相談業務にどのように活かしますか。公務員であるという観点から、あなたの考えを述べてください。」 ※800字程度にまとめてください。 ※手書き、パソコン等作成方法は問いません。
個 別 面 接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力についての試験

4 受験にあたっての注意事項

- 試験当日持参するもの
筆記用具、受験票
受験資格を有することを証明する書類（資格証等）の原本
※受験資格に定める資格取得見込の場合は、後日提出していただきます。
ハローワークからの紹介状
※ ハローワークの求人票（ハローワークインターネットサービスの利用含む）を見て申込みする人は、令和7年1月15日以降にハローワークからの紹介状を取得し、提出してください。
- 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、試験会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。

5 合格から採用まで

- 試験の結果、合格者は令和8年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。
- 採用は、原則として令和7年4月1日付けで、合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用される人を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。
- 予算編成その他の状況により、合格者名簿に搭載されても採用にならない場合があります。
- 受験資格に定める資格取得見込で受験し合格した人で、当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。
- 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 受験申込手続

入 申 手 方 法 の	徳島市ホームページから印刷	徳島市ホームページの「職員採用情報」の「会計年度任用職員」内の「現在募集している会計年度任用職員の募集案内」から所定の様式を印刷してください。 ※ 縮小や拡大をせずにA4判の白紙に両面印刷すること。
	市の機関で入手	徳島市障害福祉課（徳島市役所南館1階）
申 込 方 法	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ※ 申込書（両面）の必要事項を記入し（すべて自書）署名してください。申込区分は「障害福祉課障害者虐待防止等相談業務」としてください。 ※ 写真(縦4.5cm×横3.5cm)1枚を申込書の写真欄に貼ってください。 ・資格証明書の写し ・小論文 詳しくは「3 試験の方法及び内容」を確認してください。
	受付期間	令和7年1月15日（水曜）～令和7年2月7日（金曜）【必着】
	提出先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市健康福祉部障害福祉課
	提出方法	(1) 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（障害福祉課障害者虐待防止等相談業務）申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。到着が申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 (2) 持参の場合は、徳島市役所南館1階障害福祉課へお越しください。 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時 （土曜日、日曜日は除く。）
そ の 他		(1) 提出された書類は、返還できません。 (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

7 勤務条件

勤 務 日	週5日 原則、月曜日から金曜日
	週休日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12月29日から翌年1月3日までは休み
勤 務 時 間	週31時間15分 原則、午前9時30分から午後4時30分まで（休憩45分）
給 与	月額174,623円～208,180円（地域手当・特殊勤務手当相当額を含む） ※徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与（報酬） 月額を決定します。 ※今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。

諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当（6月・12月）等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年水保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤途上の災害については、市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） ※ 営利企業への従事等の制限（兼業の禁止）については、パートタイム勤務のため適用外となりますが、報告が必要となります。
そ の 他	・給与支給日： 毎月20日 ・健康診断あり

8 問い合わせ先

徳島市健康福祉部 障害福祉課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話：088-621-5177